

提出日を記載してください。

畜舎建築利用計画の認定申請書

令和4年4月1日

都道府県知事 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
申請者の連絡先
代表者の氏名

東京都千代田区霞が関
1丁目2番1号
農水 太郎
01-234-5678

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第3条第1項の規定により、畜舎建築利用計画の認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は法令等に相違ありません。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

申請者が2以上のときは、代表となる申請者について記載し、別紙に他の申請者について必要な事項を記載して添えてください。代理者によって申請を行う場合は委任状を添付してください。

※ 虚偽の記載により認定を受けた場合は、認定の取消しや罰則の対象となるため、注意してください。

(3) 規模及び間取り

- ①番号： 1
②高さ： 10 m
③床面積：(申請部分 3,500 m²) (申請以外の部分 m²) (合計 3,500 m²)
④間取り 居住のための居室を有しない。

畜舎等の最高の高さを記載してください。

- ①番号： 2
②高さ： 8 m
③床面積：(申請部分 1,500 m²) (申請以外の部分 m²) (合計 1,500 m²)
④間取り 居住のための居室を有しない。

居住のための居室とは、居間、寝室、仮眠室等をいいます。

- ①番号： 3
②高さ： 5 m
③床面積：(申請部分 300 m²) (申請以外の部分 m²) (合計 300 m²)
④間取り 居住のための居室を有しない。

3. 設計者等に関する事項

(1) 設計者

①代表となる設計者

- イ. 資格： (一級) 建築士 (国土交通大臣) 登録第 111111 号
ロ. 氏名： 設計 ユウタ
ハ. 建築士事務所名： (一級) 建築士事務所 (東京都) 知事登録第 222 号
ニ. 所在地： 東京都千代田区霞が関1丁目1番2号 (株) 東京建築設計事務所
ホ. 連絡先： 01-234-5678
ヘ. 作成した設計図書： すべて

設計者又は工事監理者が建築士事務所に属していないときは、所在地はそれぞれ代理者、設計者又は工事監理者の住所を書いてください。

②その他の設計者

- イ. 資格： () 建築士 () 登録第 号
ロ. 氏名：
ハ. 建築士事務所名： () 建築士事務所 () 知事登録第 号
ニ. 所在地：
ホ. 連絡先：
ヘ. 作成した設計図書：

建築士事務所名を欄に書き切れない場合は、余白に書いてください。

(2) 工事監理者

①代表となる工事監理者

- イ. 資格： (一級) 建築士 (東京都知事) 登録第 333333 号

工事監理者又は工事施工者が未定の場合は、決まった後、速やかに工事着手前に様式第8号(軽微な変更に係る届出書)により届け出てください。

- ロ. 氏名： 工事 マコト
 ハ. 建築士事務所名： (一級) 建築士事務所 (東京都) 知事登録第 444 号
 ニ. 所在地： 東京都千代田区霞が関1丁目1番3号 (株) 農水建築事務所
 ホ. 連絡先： 01-234-5678
 ヘ. 工事と照合する設計図書： すべて

②その他の工事監理者

- イ. 資格： () 建築士 () 登録第 号
 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

工事施工者が2以上の時は、代表となる工事施工者について記載し、記入欄を追加して記載するか、別紙に必要な事項を記載して添えてください。

設計図書：

(3) 工事施工者

- イ. 氏名： 施工 タカシ
 業の許可 (東京都知事) 第 (般-1)
 東京都千代田区霞が関1丁目1番4号
 01-234-5678

畜舎等の敷地が存する都市計画区域、準都市計画区域、防火地域及び準防火地域以外の区域、地域、地区又は街区を記載してください。なお、畜舎等の敷地が2以上の区域、地域、地区又は街区にわたる場合は、それぞれの区域、地域、地区又は街区を記載してください。(例：建築基準法第22条指定区域、景観地区、〇〇地区計画地区等)

! 重要

項目4は床面積が3,000㎡を超える畜舎等に係る申請の場合のみ、記載してください。

4. 畜舎等の敷地、構造及び設備に関する事項 (畜舎等に記載すること。)

(1) 畜舎等及び畜舎等の敷地に関する事項

①区域、地域、地区又は街区 (都市計画区域、準都市計画区域、防火地域、準防火地域以外) :

②道路

- イ. 幅員： 4.000 m
 ロ. 敷地と接している部分の長さ： 8.000 m

畜舎等の敷地が2m以上接している道路のうち最も幅員の大きなものについて記載してください。

③敷地面積

- イ. 敷地面積： 9,000 ㎡
 ロ. 第45条第1項の規定による畜舎等の建蔽率： 60 %
 ハ. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値： 60 %

規則第45条第2項に該当する場合には、同項の規定に基づき定められる建蔽率を記載してください。

③「ロ」、
「ハ」及び④
「ロ」は百分率を用いてください。

④建築面積

- イ. 建築面積： (申請部分 5,300 ㎡) (申請以外の部分 ㎡) (合計 5,300 ㎡)
 ロ. 建蔽率： 58.9 %

⑤認定等：

⑥備考：

- ・畜舎等及びその敷地に関して許可・認定等を受けた場合には、根拠となる法令及びその条項、当該許可・認定等を受けた日付について⑤に記載するか、別紙に記載して添えてください。
- ・規則第46条第4項により同条第1項から第3項までの規定が適用されない畜舎等については、その旨を⑥に記載してください。

(2) 畜舎等別の構造及び設備の概要

①番号： 1

②建築設備の種類

- 電気設備 ガス設備 給水設備 排水設備 換気設備 暖房設備
冷房設備 消火設備 排煙設備 汚物処理の設備

③屋根： ガルバリウム鋼板

④外壁： ガルバリウム鋼板

⑤軒裏： ガルバリウム鋼板

⑥便所の種類 水洗 くみ取り

⑦第19条又は第20条の規定の適用

- 第19条本文の規定に該当する畜舎等
第20条ただし書の規定に該当する畜舎等

⑧主要構造部が耐火構造等に該当する場合

- 耐火構造
建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造
準耐火構造
準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（建築基準法施行令第109条の3第1号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造）
準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（建築基準法施行令第109条の3第2号に掲げる基準に適合する主要構造部）

その他

⑨第26条の規定の適用

- 第26条第1号に掲げる畜舎等
第26条第2号に掲げる畜舎等
第26条第3号に掲げる畜舎等
第26条第4号に掲げる畜舎等
第26条第5号に掲げる畜舎等
防火地域 準防火地域
第26条第6号に掲げる畜舎等

⑩備考：

(3) 畜舎等の独立部分別概要

①番号： 1

②高さ： 10 m

該当するチェックボックスに✓マークを記入し、別紙にその概要を記載して添えてください。ただし、当該建築設備が規則第69条に掲げる規定のうち、特定の規定に適合していることを証する書面を添える場合には、当該規定に係る内容を概要として記載する必要はありません。

③から⑤までの事項については、別紙に明示して添付すれば記載する必要はありません。

規則第19条本文又は第20条ただし書の規定を受ける場合に✓マークを記入してください。

第26条第5号の規定に該当する畜舎等である場合は、当該畜舎等の敷地が属する地域について、該当するチェックボックスに✓マークを記入してください。なお、畜舎等の敷地が2以上の地域又にはわたる時は、それぞれの地域について記入してください。

⑨までに書き表せない事項で特に審査を受けようとする事項は、⑩に記載するか、別紙に記載して添えてください。

申請に係る畜舎等（畜舎等の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合においては当該畜舎等の部分。）ごとに記載してください。

⑤までに書き表せない事項で特に審査を受けようとする事項は、⑥に記載するか、別紙に記載して添えてください。

床面積： 3,500 m²
 構造： 木造 一部 造
 ⑤ 構造計算に用いたプログラムの名称：〇〇プログラム
 ⑥備考：

構造計算に用いたプログラムが特定できるように記載してください。

以降、様式に記載の内容をよく読んでうえて✓マークを記入してください。

5. 畜舎等の利用の方法に関する事項

(1) 番号： 1

(2) 畜舎等の1日当たりの滞在者数及び滞在時間

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

午前零時から午前四時まで及び午後十時から午前零時までの場合を除き、畜舎等で睡眠する者の数を零とする。

(B構造畜舎等の場合)

| | 家畜排せつ物の搬出及び畜舎等の清掃 | 飼料の調理給与及び家畜の観察 |) | |
|--------|-------------------|----------------|--------|--------|
| 滞在人数 | 4 人 | 4 人 | 0 人 | 3 人 |
| 滞在時間 | 3 時間/人 | 2 時間/人 | 0 時間/人 | 2 時間/人 |
| 延べ滞在時間 | 12 時間 | 8 時間 | 0 時間 | 6 時間 |
| 合計 | | | | 26 時間 |

！重要

B構造畜舎等の場合に記載してください。

(A構造畜舎等の場合は不要。)

- ・実際に畜舎等で行う予定の作業時間及び作業人数を記載してください。
- ・延べ滞在時間：滞在人数×滞在時間
- ・合計：延べ滞在時間の合計

通常時において、畜舎等における1日当たりの最大滞在者数及び延べ滞在時間を次の数値以下とする。

| 畜舎等の床面積 | 最大滞在者数 | 延べ滞在時間 |
|--|--------|--------|
| <input type="checkbox"/> 1,000m ² 以下 | | 8時間 |
| <input type="checkbox"/> 1,000m ² 超2,000m ² 以下 | | |
| <input type="checkbox"/> 2,000m ² 超3,000m ² 以下 | | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 3,000m ² 超 | | |

表の畜舎等の該当する床面積に✓マークを記入し、最大滞在者数及び延べ滞在時間の規定を満たしていることを確認したうえで、✓マークを記入してください。

(3) 避難経路確保の取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

災害時の避難に支障を生じさせないように、避難経路上に当該経路をふさぐ物品を存置しない。

2以上の避難口を特定している。

申請書に添付する平面図に2以上の避難口を明示してください。

(4) 災害による被害の防止又は軽減に資する取組

(A 構造畜舎等・B 構造畜舎等共通)

様式第 1 号を畜舎等の見やすい場所に表示する。

(B 構造畜舎等の場合)

定期的な避難訓練の実施に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存する。

畜舎等に立ち入る者に対し、災害時の避難方法に関する事項を説明する。

(5) 第19条本文又は第20条ただし書の規定の適用を受ける畜舎等における取組

(A 構造畜舎等・B 構造畜舎等共通)

定期的な消火作業に関する訓練を実施していること並びに火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の周辺及び渡り廊下に可燃物を存置していないことに関する記録を作成し、少なくとも一年間保存する。

(1) 番号： 2

(2) 畜舎等の 1 日当たりの滞在者数及び滞在時間

(A 構造畜舎等・B 構造畜舎等共通)

午前零時から午前四時まで及び午後十時から午後十二時までの場合を除き、畜舎等で睡眠する者の数を零とする。

(B 構造畜舎等の場合)

申請に係る畜舎等が規則第 19 条本文又は第 20 条ただし書の規定に適用を受ける畜舎等である場合に、文の内容を確認し、✓マークを記入してください。

| | 家畜排せつ物の搬出及び畜舎等の清掃 | 飼料の調理・給与及び家畜の観察 | 搾乳（畜舎内搾乳） | その他畜舎等内における作業（診療、種付け等） |
|---------|-------------------|-----------------|-----------|------------------------|
| 滞 在 人 数 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 滞 在 時 間 | 時間／人 | 時間／人 | 時間／人 | 時間／人 |
| 延べ滞在時間 | 時間 | 時間 | 時間 | 時間 |
| 合 計 | 時間 | | | |

通常時において、畜舎等における 1 日当たりの最大滞在者数及び延べ滞在時間を次の数値以下とする。

| 畜舎等の床面積 | 最大滞在者数 | 延べ滞在時間 |
|--|--------|--------|
| <input type="checkbox"/> 1,000㎡以下 | 4 人 | 8 時間 |
| <input type="checkbox"/> 1,000㎡超2,000㎡以下 | 8 人 | 16時間 |
| <input type="checkbox"/> 2,000㎡超3,000㎡以下 | 12人 | 24時間 |
| <input type="checkbox"/> 3,000㎡超 | 16人 | 32時間 |

(3) 避難経路確保の取組

(A 構造畜舎等・B 構造畜舎等共通)

- 災害時の避難に支障を生じさせないように、避難経路上に当該経路をふさぐ物品を存置しない。
- 2以上の避難口を特定している。

(4) 災害による被害の防止又は軽減に資する取組

(A 構造畜舎等・B 構造畜舎等共通)

- 様式第1号を畜舎等の見やすい場所に表示する。

(B 構造畜舎等の場合)

- 定期的な避難訓練の実施に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存する。
- 畜舎等に立ち入る者に対し、災害時の避難方法に関する事項を説明する。

(5) 第19条本文又は第20条ただし書の規定の適用を受ける畜舎等における取組

(A 構造畜舎等・B 構造畜舎等共通)

- 定期的な消火作業に関する訓練を実施していること並びに火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の周辺及び渡り廊下に可燃物を存置していないことに関する記録を作成し、少なくとも一年間保存する。

(1) 番号： 3

(2) 畜舎等の1日当たりの滞在者数及び滞在時間

(A 構造畜舎等・B 構造畜舎等共通)

- 午前零時から午前四時まで及び午後十時から午後十二時までの間、やむを得ない場合を除き、畜舎等で睡眠する者の数を零とする。

(B 構造畜舎等の場合)

| | 家畜排せつ物の搬出及び畜舎等の清掃 | 飼料の調理・給与及び家畜の観察 | 搾乳（畜舎内搾乳） | その他畜舎等内における作業（診療、種付け等） |
|--------|-------------------|-----------------|-----------|------------------------|
| 滞在人数 | 0 人 | 0 人 | 0 人 | 2 人 |
| 滞在時間 | 0 時間/人 | 0 時間/人 | 0 時間/人 | 2 時間/人 |
| 延べ滞在時間 | 0 時間 | 0 時間 | 0 時間 | 4 時間 |
| 合計 | 4 時間 | | | |

- 通常時において、畜舎等における1日当たりの最大滞在者数及び延べ滞在時間を次の数値以下とする。

| 畜舎等の床面積 | 最大滞在者数 | 延べ滞在時間 |
|--|--------|--------|
| <input checked="" type="checkbox"/> 1,000㎡以下 | 4人 | 8時間 |
| <input type="checkbox"/> 1,000㎡超2,000㎡以下 | 8人 | 16時間 |
| <input type="checkbox"/> 2,000㎡超3,000㎡以下 | 12人 | 24時間 |
| <input type="checkbox"/> 3,000㎡超 | 16人 | 32時間 |

(3) 避難経路確保の取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

- 災害時の避難に支障を生じさせないように、避難経路上に当該経路をふさぐ物品を存置しない。
- 2以上の避難口を特定している。

(4) 災害による被害の防止又は軽減に資する取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

- 様式第1号を畜舎等の見やすい場所に表示する。

(B構造畜舎等の場合)

- 定期的な避難訓練の実施に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存する。
- 畜舎等に立ち入る者に対し、災害時の避難方法に関する事項を説明する。

(5) 第19条本文又は第20条ただし書の規定の適用を受ける畜舎等における取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

- 定期的な消火作業に関する訓練を実施していること並びに火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の周辺及び渡り廊下に可燃物を存置していないことに関する記録を作成し、少なくとも一年間保存する。

6. 申請に係る畜舎等で行う畜産業の内容

(1) 番号： 1

乳用牛、肥育牛、繁殖牛、肥育豚、繁殖豚、採卵鶏、肉養鶏 等

(2) 家畜の種類・頭数（堆肥舎の場合は排せつ物を処理する家畜の種類・頭数）

①家畜の種類： 乳用牛

②頭数： 300 頭

フリーストール、繋ぎ飼い、ケージ飼い、平飼い 等

(3) 飼養形態（飼養施設の場合）： フリーストール

(4) 家畜排せつ物の処理方法： 堆肥化

堆肥化、乾燥、炭化・焼却、液肥化、メタン発酵、汚水浄化 等

(1) 番号： 2

(2) 家畜の種類・頭数（堆肥舎の場合は排せつ物を処理する家畜の種類・頭数）

①家畜の種類： 乳用牛

②頭数： 300 頭

(3) 飼養形態（飼養施設の場合）：

(4) 家畜排せつ物の処理方法： 堆肥化

(1) 番号： 3

(2) 家畜の種類・頭数（堆肥舎の場合は排せつ物を処理する家畜の種類・頭数）

①家畜の種類： 乳用牛

②頭数： 300 頭

(3) 飼養形態（飼養施設の場合）：

(4) 家畜排せつ物の処理方法： 堆肥化

7. 工事の着手及び完了の予定年月日

(1) 工事種類

・番号： 1

新築 増築 改築 柱を撤去する行為 模様替

(2) 工事着手予定年月日： 令和4年6月1日

(3) 工事完了予定年月日： 令和4年12月1日

(1) 工事種類

・番号： 2

新築 増築 改築 柱を撤去する行為 模様替

(2) 工事着手予定年月日： 令和4年6月1日

(3) 工事完了予定年月日： 令和4年12月1日

(1) 工事種類

・番号： 3

新築 増築 改築 柱を撤去する行為

(2) 工事着手予定年月日： 令和4年6月1日

(3) 工事完了予定年月日： 令和4年12月1日

8. その他必要な事項

(1) 法令遵守に関する事項

①申請者（法人にあっては、その役員）の家畜の飼養管理に関する法令の遵守状況

家畜の飼養管理又はその排せつ物の管理に関する法律（家畜の飼養管理に関する法律第166号）、家畜排せつ物の管理の適正化に関する法律（平成11年法律第112号）その他家畜の飼養管理若しくは排せつ物の管理に関する法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反している場合）違反している規定：

農場名及びその所在地：

備考：

家畜の飼養管理に関する法令の遵守状況

申請に係る畜舎等の建築等によって、申請者が所有する当該畜舎等以外の建築物及びその敷地が畜舎等の敷地等とみなされる場合、申請者が所有する他の建築物が建築基準法等の規定に違反することとなっていないか、よく確認したうえで✓マークを記入してください。

(2) 畜舎等の貸付けを行う場合

①借主の氏名又は名称及び法人にあっては、その役員

②住所：

③借主（法人にあっては、その役員）の家畜の飼養管理又はその排せつ物の管理に関する法令の遵守状況

家畜の飼養管理又はその排せつ物の管理について、家畜伝染病予防法、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律その他家畜の飼養管理若しくはその排せつ物の管理に関する法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反していない。

（違反している場合）違反している規定：

農場名及びその所在地：

備考：

以下の法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反している場合は、違反している法律の規定、違反している農場名及びその所在地を具体的に記載してください。

また法人であってその役員が違反している場合は、違反している者の氏名を備考欄に記載してください。

- ・家畜伝染病予防法
- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・水質汚濁防止法
- ・悪臭防止法
- ・瀬戸内海環境保全特別措置法
- ・湖沼水質保全特別措置法

※堆肥舎のみの申請の場合は記載不要です。

畜舎等の貸付けを行う場合に記載してください。

特例畜舎等（床面積が3,000㎡以下の畜舎等）が規則第48条第2項の規定の適用を受ける場合に、文の内容を確認し、✓マークを記入してください。

(3) 特例畜舎等が第48条第2項の規定の適用を受ける場合

第48条第2項の規定による都道府県知事の認定を受けたものである。

9. 備考

7(1)「工事種類」で「模様替」に✓マークを記入した場合は、模様替によってどのように作業の能率の向上が行われるかについて、9に記載するか、別紙に記載して添えてください。

建築士法第20条第2項に規定する証明書について、構造設計一級建築士が直接設計(同法第20条の2第1項)又は法適合確認(同条第3項)した場合は、9に構造設計一級建築士に関する事項を記載してください。

(注意)

- ① 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いること。
- ② □がある場合は、該当する□に✓印を付けること。
- ③ 2.(1)②及び③並びに(3)、4.(2)、5.、6.並びに7.(1)は、申請に係る畜舎等ごとに記入すること。申請に係る畜舎等の数が1の時は「番号」に「1」と記入し、畜舎等の数が2以上のときは、畜舎等ごとに通し番号を付したうえで、記入欄を追加して畜舎等ごとに記入するか、第2番目以降の畜舎等について別紙に必要な事項を記入して添えること。
- ④ 4.(3)は申請に係る畜舎等(独立部分が2以上ある場合においては独立部分。以下同じ。)ごとに記入すること。申請に係る畜舎等の数が1の時は「番号」に「1」と記入し、畜舎等の数が2以上のときは、畜舎等ごとに通し番号を付したうえで、記入欄を追加して畜舎等ごとに記入するか、第2番目以降の畜舎等について別紙に必要な事項を記入して添えること。